

## 佐倉市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭におけるエネルギーの安定的な供給並びにエネルギーの利用の効率化及び最適化を図り、もって地球温暖化の防止に資するため、住宅用省エネルギー設備等を設置する者に対し、佐倉市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、佐倉市補助金等の交付に関する規則（平成9年佐倉市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、補助対象設備とは、市内に所在する住宅（店舗等の併用住宅を含む。以下「住宅」という。）に設置する別表第1に定める未使用の住宅用省エネルギー設備等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されている者のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 自ら所有し、かつ、居住している住宅に補助対象設備を設置した者

イ 補助対象設備が設置された住宅を購入し、居住している者

ウ 第三者が所有する住宅に居住している者で、所有者の承諾を受けて当該住宅に補助対象設備を設置した者

(2) 補助対象設備の設置に係る費用又は補助対象設備が設置された住宅の購入に係る費用を負担し、かつ、補助対象設備を所有していること。

(3) 市に納付すべき税を滞納していないこと。

(4) 第三者が住宅を所有する場合又は共有者がいる場合は、全ての所有者又は共有者から補助対象設備を設置することについて同意を得ていること。

(5) 自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、住宅に設置した補助対象設備と同種の住宅用省エネルギー設備等に対し、過去に千葉県住宅用省エネルギー設備等導入促進事業に基づく補助を受けていないこと。

(6) 佐倉市暴力団排除条例（平成23年佐倉市条例第26号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号）第3条第1項の規定により指定された市町村において、その区域外に避難することを余儀なくされた住民にあっては、本市の住民基本台帳に記録されていることを要しない。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第2のとおりとする。

2 前項の補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとし、設置に要する費用について国その他の団体から補助金の交付があるときは、当該補助金の額を控除するものとする。

3 補助金は、一の住宅において、補助対象設備の種類ごとに1回に限り交付する。ただし、過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置する場合は、この限りでない。

(交付の申請及び実績報告)

第5条 規則第3条第1項に定める補助金等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が提出しなければならない申請書及び規則第13条に定める補助事業等の実績、決算その他補助事業の成果を記載した報告書は、佐倉市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号。以下「交付申請書兼実績報告書」という。）とする。

2 交付申請書兼実績報告書に添付する書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 補助対象設備の設置に係る経費の内訳が記載された工事請負契約書又は売買契約書の写し

(2) 補助対象設備の設置費の支払いを証する書類及び内訳書の写し

(3) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し

(4) 補助対象設備の設置図面（太陽光発電システムを設置した場合にあってはモジュール枚数が確認できる図面、窓の断熱改修の場合にあっては平面図及び立面図）

(5) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真（太陽光発電システムを設置した場合は、住宅全体、太陽電池アレイ及びパワーコンディショナの写真）

(6) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類（太陽光発電システムを設置した場合は、最大出力合計値が確認できる書類の写し）

(7) 住民票の写し（申請者が住民基本台帳の情報について市長が公簿等で確認することに同意した場合を除く。）又は届出避難場所証明書

(8) 市に納付すべき税の納税証明書（申請者が市税の納付状況について市長が公簿等で確認することに同意した場合を除く。）

(9) 住宅の位置図

(10) 住宅を第三者が所有する場合又は共有者がいる場合は、当該第三者又は共有者から設置の承諾を受けていることが確認できる書類

(11) 次の書類の写し（補助対象設備が太陽光発電システムの場合に限る。）

ア 電気事業者との特定契約締結を確認できる書類

イ 太陽光発電システムの設置工事に着工する前日までに住宅の建築工事が完了していることが確認できる書類

ウ 別表第1に定めるエネルギー管理システム（HEMS）又は定置用リチウムイオン蓄電システムを設置したことが確認できる書類

(12) 窓の断熱改修工事に着工する前日までに住宅の建築工事が完了していることが確認できる書類（補助対象設備が窓の断熱改修の場合に限る。）

(13) 事務代行届（別記様式第2号）（交付の申請等の事務手続を第三者に代行させる場合に限る。）

(14) 太陽光発電システムが設置されていることを証明する書類（補助対象設備が定置用リチウムイオン蓄電システムの場合に限る。）

(15) その他市長が必要と認める書類

3 申請者は、2月末日までに補助金の交付の申請をしなければならない。

4 交付申請書兼実績報告書（前項の規定による添付書類を含む。以下この条において同じ。）は、持参して提出しなければならない。この場合において、交付申請書兼実績報告書に不備があるときは、受け付けないものとする。

5 交付申請書兼実績報告書は、先着順に受け付けるものとする。

（交付の条件）

第6条 規則第5条第1項に定める補助金の交付に係る市長が別に定める条件は、次のとおりとする。

(1) 補助金の交付を受けようとする日の属する年度内に補助対象設備の設置工事に着手し、補助対象設備の設置工事を完了させていること（補助対象設備が設置済みの住宅を購入する場合は、補助金の交付を受けようとする日の属する年度に当該住宅の引渡しを受けていること。）。

(2) 太陽光発電システムを設置した場合は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）の規定により、電気事業者と当該設備により発電した電気に係る特定契約を締結していること。

(3) 太陽光発電システムを設置し、補助金の交付を受けたときは、補助金の交付を受けた日の属する月の翌月から1月ごとに発電設備の使用状況を記録し、12か月分を記録した後遅滞なく、佐倉市住宅用省エネルギー設備等使用状況報告書（別記様式第3号）を提出すること。

(4) 市長から事業効果等に関する資料の提供を求められたときは、当該資料を提出すること。

（交付の決定）

第7条 規則第6条第1項に定める補助金等の交付の決定の通知及び規則第14条に定める交付すべき補助金等の額の確定の通知は、佐倉市住宅用省エ

エネルギー設備等設置費補助金交付（不交付）決定通知書兼確定通知書（別記様式第4号）によるものとする。

（交付の請求）

第8条 規則第16条第1項に定める請求書は、佐倉市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付請求書（別記様式第5号）とする。

（処分の制限）

第9条 規則第20条第2号に規定する市長が定めるものは、この要綱に定める補助対象設備のうち、同条第1号に該当しない設備とする。

2 規則第20条に定める財産の処分に係る市長の承認の申請は、佐倉市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金設備処分承認申請書（別記様式第6号）によるものとする。

3 市長は、前項による承認申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、申請された事項を承認又は不承認とするときは、佐倉市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金設備処分承認（不承認）通知書（別記様式第7号）により、当該申請者に通知するものとする。

4 前項の場合において、市長の承認を得て財産を処分することにより収入があった場合には、市長は、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

5 規則第20条に定める当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数とする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成26年4月14日決裁26佐環第18号）

（施行期日）

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

（有効期限）

2 この要綱は、令和6年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則（平成27年3月10日決裁26佐環第296号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、決裁の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日決裁27佐環第324号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月10日決裁28佐環第285号）  
この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成29年3月29日決裁28佐環第383号）  
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月19日決裁29佐環第318号）  
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日決裁佐生第664号）  
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月1日決裁佐生第223号）  
この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日決裁佐財第577号）  
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、この要綱による改正前の附則第2項の改正規定は、決裁の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の佐倉市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱の規定は、令和2年度の予算に係る補助金から適用し、令和元年度の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月10日決裁佐生環第590号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の予算に係る補助金から適用する。

別表第1（第2条関係）

設備の種類	設備の要件
太陽光発電システム	<p>太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流される機能を有し、かつ、次の要件を満たすものであること。</p> <p>ア 太陽電池の出力を監視する等により、全自動運転（自動起動・自動停止）を行うものであること。</p> <p>イ 対象設備を構成する太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方（複数のパワーコンディショナーを設置する場合、系列ごとに当該値を合計した数値）が10キロワット未満であること（既存設備の出力を増加する目的で設備を設置する場合は、既存設備分を含めた増設後の設備が上記の要件を満たすこと。）。</p> <p>ウ 太陽電池モジュールの性能及び安全性について、次の規格等のいずれかに該当するものであること。</p> <p>（ア）国際電気標準会議の規格又は日本産業規格に適合しているもの</p> <p>（イ）一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているもの</p> <p>（ウ）一般社団法人太陽光発電協会 JPEA 代行申請センターにおいて設備認定にかかる型式登録がされているもの</p> <p>エ 住宅の建築工事が完了した日又は引渡しを受けた日の翌日以後に設置工事に着工したものであること。</p> <p>オ 補助対象設備を設置する住宅に次のいずれかの設備が設置されているものであること。</p> <p>（ア）エネルギー管理システム（HEMS）（住宅全体の電力使用量などを自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有し、機器の制御に係る装置（コントローラ等）が一般社団法人エコネットコンソーシアムの定める「ECHONET Lite」規格の認証を取得しているものをいう。）</p> <p>（イ）定置用リチウムイオン蓄電システム この表に定める設備の要件を満たすもの</p>
太陽熱利用システム	<p>集熱器により太陽の熱エネルギーを集めて給湯や空調に利用するシステムで、動力を使用して熱媒等を強制循環させる機能を有し、かつ、一般財団法人ベターリビングにより優良住宅部品（BL</p>

設備の種類	設備の要件
	部品)として認定を受けたもの(集熱方式が「自然循環型」に分類されるものを除く。)であること。
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	燃料電池ユニット、貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できる機能を有し、かつ、国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けているものであること。
定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>ア リチウムイオン蓄電池部(リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。)及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力等を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に必要に応じて電気を活用することができる機能を有し、かつ、国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。</p> <p>イ 補助対象設備を設置する住宅に太陽光発電システムが設置されていること。</p>
窓の断熱改修	<p>ア 既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修するにあたり、国が令和元年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであり、かつ、1居室単位で外気に接する全ての窓の断熱化すること。</p> <p>補助対象：リビング、ダイニング、寝室、子ども部屋等 対象外：キッチン、階段、踊り場、納戸、廊下、玄関、トイレ、浴室、屋内ガレージ等</p> <p>イ 住宅の建築工事が完了した日又は引渡しを受けた日の翌日以後に設置工事に着工したものであること。</p>

注 窓の断熱改修にあつては、リビングとキッチン、階段、踊り場又は廊下(以下「キッチン等」という。)が壁、ドア、障子、襖等で仕切られておらず一体の場合は、キッチン等の窓も含め、1居室と判断し、リビングの窓だけではなく、キッチン等も含め断熱改修を必要とする。

備考 窓の断熱改修における居室とは、居住、作業、娯楽等の目的のために継続的に使用する、壁、ドア、障子、襖等(カーテン、ロールスクリーンその他空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切りを除く。)で仕切られている空間をいう。

別表第2（第4条関係）

設備の種類	補助対象経費	補助金の額※
太陽光発電システム	太陽光モジュール、架台、パワーコンディショナー（インバータ・保護装置）、その他付属機器（計測・表示装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等）の各購入費、工事費（据付・配線工事等）	単価2万円/kW （上限9万円）
太陽熱利用システム	設備本体（集熱器、蓄熱槽等）、架台、その他付属機器（集熱配管、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）	補助対象経費の額 （上限5万円）
家庭用燃料電池システム （エネファーム）	設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び付属品（給湯器、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）	補助対象経費の額 （上限5万円）
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）	補助対象経費の額 （上限10万円）
窓の断熱改修	設備本体（ガラス又は窓）及び高断熱窓の設置と不可分の工事費（窓又はガラスの取付け費、内窓取付け時に必要な額縁、ふかし枠等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等）。ただし、網戸、雨戸等の窓付属部材費は対象経費に含まない。	補助対象経費の額× 4分の1 （上限8万円）

注

- 1 補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。
- 2 太陽光発電システムにあつては、太陽電池の公称最大出力（小数点以下第3位を四捨五入）に1キロワット当たりの単価を乗じて得た額とする。